

Q&A 申請等

令和6年4月1日

項目	質問	回答
添付写真の日付	申請書に添付する写真は日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。	黒板や紙等に日付を記入して写真に写しこむといった取り扱いをしてください。
事前申請後の内容変更	事前申請で承認を受けた工事に、追加や変更を行ってもよいか。	事前に市に相談の上、変更後の見積書、図面等を提出し、変更することは可能です。工事費用の変更を伴わないもの、その他の軽微な変更についてはこの限りではありません。
家族が行う住宅改修	家族が自分で工事をする場合は支給対象となるか。	本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費のみが支給対象となります。その際、購入する資材の明細又は資料を添付するようにしてください。
家族が行う住宅改修	家族が大工を営んでいるが、工事を発注した場合、工賃も支給の対象とすることができるのか。	ご家族が経営している事業の登録されている住所と被保険者の住所が同一の場合は材料の購入費のみが支給対象となり、工賃は支給対象外です。
支給対象外の工事が発生した場合の諸経費の取扱	支給対象外の工事が発生した場合、諸経費を全額支給対象としてよいか。	対象部分にかかった諸経費のみ支給対象となりますので、工事全額のうち支給対象部分の金額の割合で按分し、算出した金額以下を支給対象とします。
認定申請中の事前申請	要介護認定申請中でも住宅改修の事前申請を行うことは可能か。	要介護認定申請中であっても住宅改修の事前申請を行うことは可能です。ただし、認定結果が「非該当(自立)」となった場合には支給の対象となりませんので、全額自己負担となります。なお、事後申請は認定結果の決定後となります。
入院(入所)中の住宅改修	現在、入院している被保険者が間もなく退院する予定だが、住宅改修の事前申請を行うことは可能か。また、特別養護老人ホーム等を退去する場合はどうか。	介護保険で対象となる住宅改修は在宅サービスの範疇であるため、入院中の場合には申請書を提出することができません。ただし、利用者の身体状況から退院後の住宅について、予め改修の必要があると考えられ、退院する予定日が近日中で決まっている場合には事前申請を行うことができます。事後申請は退院後となりますので、結果として退院しなかった(申請時効までに)場合は全額自己負担となります。また特別養護老人ホーム等を退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取扱いして差し支えありません。
一時的に身を寄せている住宅の改修費	要介護者がこの住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は現に居住している住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となるため、子の住宅に住所が移されている場合は支給の対象となります。(介護保険証に記載の住所地が対象)
賃貸アパート等の共有部分の改修	賃貸アパートの廊下等の共有部分については住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に当該被保険者の居室内等に限られるものと考えますが、洗面所やトイレ、階段、廊下等、当該被保険者の生活領域と認められる共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得た上で住宅改修をすることは可能です。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、被保険者に共有部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、被保険者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものです。賃貸アパート等で住宅改修の申請をする場合は、「住宅改修の承諾についてのお願い」「住宅改修の承諾書」を添付してください。※なお、退去する際の現状回復のための費用は住宅改修の支給対象外です。
分譲マンション等の共有部分の改修	分譲マンションの廊下等の共有部分については住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパートと同様、専用部分が一般的と考えますが、マンションの管理規定や他の区分所有者の同意(区分所有法による規定も可)があれば、共有部分の住宅改修費も支給対象とすることができます。※上記回答と同様
新築住宅の改修	住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は給付の対象となるか。	支給の対象となります。※竣工日とは、建築基準法における検査済証の交付年月日となります。なお、検査済証で確認できない場合は、登記事項証明書または登記簿謄(抄)本の「標題部(主たる建物の表示)」、共同住宅の場合は「標題部」(専有部分の建物の表示)の「原因及びその日付」欄に記載されている年月日(新築)になります。
一つの住宅に係る複数の被保険者の改修	一つの住宅に複数の被保険者がいる場合に、住宅改修費の支給限度額はどうか。	住宅改修費の支給限度額は被保険者ごとに設けられているため、被保険者ごとに支給申請をすることができます。ただし、一つの住宅について同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われる場合、各被保険者に優益な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請をしてください。

諸経費	諸経費はどこまで含まれるか。	諸経費は工事全体の概ね10%とします。 また、養生費、廃材処分費などは諸経費として認めますが、現場管理費や減価償却目的のもの、工事に係る費用以外（書類作成等の手数料、写真の印刷費、領収書の印紙代等）は対象外となります。
住宅所有名義人が死亡している際の申請	住宅の所有名義人が死亡している場合、申請書に添付する住宅改修の承諾書はどのように記入すればよいか。	所有者名義人記載欄に「相続人の方のお名前」と「相続人」と記載し申請してください。
領収書	領収書は写しでもよいか。	申請時にその場で領収書の原本を提示していただくことにより確認させていただきます。 ※写しを添付の場合は、支給申請時に必ず原本も一緒に提示してください。原本は確認後、その場で返却いたします。
領収書	支給申請時に添付する領収書の氏名は申請者である被保険者本人とされているが、実際に代金を支払うのが家族・親族である場合には、その氏名の領収書を添付すればよいか。	被保険者本人あての領収書が必要です。
領収書	領収書には収入印紙は必要か。	5万円未満の場合は非課税のため不要ですが、5万円以上の場合は課税扱いとなり、収入印紙が必要となります。金額は代金によって変わるため、印紙税法を確認してください。
時効	住宅改修費の支給申請の時効は何年か。また、その起算日はいつか。	2年で時効となり、起算日は代金を完済した日（領収日）の翌日です。